

### 第3回 理事会（書面）要旨報告

日 時 令和6年8月2日（金）

審議事項

#### 1. 事務局パート職員の採用について

理事総数 19名（提案者のため会長を除く）

反 対 0名

賛 成 18名

回答なし 1名

後藤恵美さんを9月1日からの有期短時間職員として採用することが承認された。

### 第4回 理事会 要旨報告

日 時 令和6年10月30日（水） 13:00～16:30

場 所 事務局（福島市）、オンライン

出席者 理事20名、監事1名

吉田会長、田中、菱沼、榎田、真船、鈴木副会長、菅野専務理事、白岩、村山、一條、草野昌利、新田、御代田、渡部、二瓶、菊地、加藤、飯高、新宅、草野智正理事、塩崎監事

欠席者 なし

審議事項

#### 1. 連合会理事会経過報告について

##### (1) 被災地情報交換会

令和7年2月頃に連合会におけるリスクマネジメント委員会で大規模な地震災害のあった被災会から各3名程度（会長、会員、事務局）出席し、今後に関与する体験談等の情報交換を行う。

##### (2) 臨時総会

「国家資格等情報連携・活用システム」を利用した「社会保険労務士の登録手続きのオンライン化」に伴う連合会会則の改正のため10月22日（火）に連合会臨時総会が開催され、原案通り可決された。

臨時総会の代議員については、1年間の任期により令和6年度定時総会で選出した代議員があたった。なお、県会会則の改正はない。

##### (3) 働き方改革推進支援事業

令和7年度の働き方改革推進支援事業は、全国センターが全都道府県センターを一括管轄する仕様となるため単会での入札対応はなく、連合会が厚労省の入札に参加予定となる。

##### (4) ビジネスと人権セミナー

連合会が受託したILO 駐日事務所「中小企業向け研修担う事業者募集「ビジネスと人権」分野」事業として「ビジネスと人権セミナー」の開催の要請があり、12月2日の社労士会セミナーの1講座として実施することとした。

令和6年度の予算でビジネスと人権研修（上級編）受講者への支援を予定していたが、一般応募形式であるため県会からの推薦は行わない。よって、受講者への支援も行わない。

#### 2. 来年度の復興支援事業について

今年度の復興支援事業として、毎週水曜日（第4水曜日を除く）の相談所、第3火曜日のいわき市役所での相談を行っているが、①連合会の会議で、当会からの今年度復興支援

事業に係る予算申請について審議された際の協議経過、②寄せられている相談内容に、震災や原発事故に関わるものではなく一般的な相談となっている現状、以上の2点に鑑み、令和7年度は相談所等の相談事業に関して連合会への予算申請は行わないこととなった。

復興支援事業自体についても終了すべきとの意見が多くあった一方で、未だ原発事故の影響もあり、風化させない取り組みも必要ではとの意見があった。

いわき市役所での相談については、震災以前からいわき支部が実施していたものであり、令和7年度以降の実施はいわき支部で検討いただく。

相談所においても、令和7年度からは震災前の月1回第4水曜日のみの開催とすることとなった。

3. 令和5年度特命委員会で協議した事項について、常任理事会での事前協議を経て、各事項の整理と今後の進め方等について審議した結果、次の通りとなった。

経費削減及び財源の確保、外部向けセミナーは、常任理事会、理事会で検討する。

県会事務局、各種会議開催場所の検証については、より時間をかける必要があり継続審議とする。

賀詞交歓会や会員交流事業等は、予算の捻出が厳しいため現状では行わない。

支部との連携強化のために別途会議を開催するのではなく、現状のかかわりの中で連携を強化していく。

県会の事業削減・組織再考については、事業の実施の仕方、予算、規程等改正の検討が必要となるため、理事会で十分審議し時間をかけて検討する。

4. 令和7年度福島県予算要望活動の経過と今後の進め方等について

第2回理事会において、ワークルールセミナーや発達等支援セミナーの実施、認証制度のマークの活用（求人掲載）、働き方改革労務診断ツールの活用、ハラスメント防止セミナーへの社労士の活用について、令和7年度福島県予算編成の要望することを決定した。

9月6日に政連を通して自民党、公明党、県民連合に所属する福島県議会議員に要望した。また、自民党県議を通じた福島県の担当部署への直接の要請について、時間をかけ種々検討したが、見送ることとなった。

5. 信用金庫との連携「よい仕事おこしフェア」について

連合会から信用金庫との連携した事業について通知があったが、社労士会から信金に連携の申し入れは特段行わないこととした。

6. 細則の制定等について

役員に支給する報酬に関する細則は、総務委員会で再度条文等を整理した内容で承認された。（別添参照）

9月に採用した職員は、短時間職員であるので、職員服務給与細則の改正は行わない。

7. 事務局職員の後期賞与について

今年度、職員の給与見直しを行い昇給に反映させたこと、短時間職員を採用したことによって業務が軽減されたため、後期賞与は定期賞与とする。

8. 来年度の定時総会について（開催日、会場等）

令和7年6月6日（金）郡山支部内で開催する。

9. 企業主導型保育施設への労務監査事業について

企業主導型保育施設への労務監査事業の実施状況を確認した。

## 10. その他

須賀川市から災害協定締結の申し出があり、締結に向けて協議を始めたこと、これから詳細を詰めて年内に締結できるように進めることが報告された。

### ○役員に支給する報酬に関する細則

(目的)

**第1条** この細則は、福島県社会保険労務士会（以下「本会」という。）の会則第20条に定める役員に支給する報酬（以下「役員報酬」という。）の基準等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** 役員報酬は、本会当年度定時総会から次年度定時総会間の職務執行の対価として報酬を支給する。

2 オンラインを含む会則第21条に定める会議、常設委員会等規程に基づき設置された専門委員会及び部会、その他の本会が出席を要請する会議及び打合せに役員が出席した場合は、会議等への出席にかかる謝金に関する基準細則に基づき支給する。

(報酬の支給)

**第3条** 役員報酬は、非常勤の役員に支給するものとし、年間の支給額は、下記の通りとする。ただし、監事には支給しない。

会長	120,000円
副会長	60,000円
専務理事	60,000円
常任理事	30,000円
理事	30,000円

2 役員報酬は、当年度の12月1日に在籍の役員に前項に規定する報酬を支給する。

3 役員報酬は、源泉徴収税額を控除して支給する。

(基準細則の改廃)

**第4条** この細則の改廃は、理事会の議を経て行うことができる。

#### 附 則

この細則は、令和6年6月7日から適用する。